

防衛庁訓令第108号

防衛省所管契約事務取扱細則を次のように定める。

平成18年12月26日

防衛庁長官 久間 章生

防衛省所管契約事務取扱細則

改正 平成19年 8月25日 省訓第 69号

平成20年 2月28日 省訓第 5号

平成21年 3月31日 省訓第 30号

平成21年 6月25日 省訓第 38号

平成23年 4月 1日 省訓第 16号

平成25年 3月15日 省訓第 11号

平成25年 3月22日 省訓第 16号

平成26年10月31日 省訓第 58号

平成27年 3月31日 省訓第 13号

平成27年10月 1日 省訓第 39号

平成27年12月24日 省訓第 56号

平成28年10月11日 省訓第 61号

平成29年 6月23日 省訓第 39号

平成30年 3月29日省訓第 21号

平成31年 1月 7日省訓第 1号

令和元年 6月18日省訓第 7号

令和2年12月28日省訓第 67号

令和3年 2月26日省訓第 2号

令和3年 3月29日省訓第 16号

令和3年12月27日省訓第 58号

令和4年 2月 9日省訓第 1号

令和4年 3月18日省訓第 23号

令和6年 6月27日省訓第266号

令和6年10月18日省訓第316号

目次

第1章 総則（第1条—第28条）

第2章 一般競争契約（第29条—第40条）

第3章 指名競争契約（第41条—第48条）

第4章 随意契約（第49条・第50条）

第5章 契約の締結（第51条—第53条）

第 6 章 監督及び検査（第 5 4 条—第 6 1 条）

第 7 章 雑則（第 6 2 条—第 7 2 条）

附則

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 防衛省所管における工事、測量、建設コンサルタント等業務、物品の製造、物品の購入、役務、物品の売払その他の契約を行う場合の事務の取扱いについては、法令で定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この細則において、「法」とは会計法（昭和 22 年法律第 3 5 号）を、「令」とは予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 1 6 5 号）を、「臨時特例」とは予算決算及び会計令臨時特例（昭和 21 年勅令第 5 5 8 号）を、「特例政令」とは国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 5 5 年政令第 3 0 0 号）を、「省令」とは契約事務取扱規則（昭和

37年大蔵省令第52号)を、「支出負担行為担当官」とは法第13条第3項に規定する支出負担行為担当官を、「分任支出負担行為担当官」とは法第13条第5項に規定する分任支出負担行為担当官を、「支出負担行為担当官代理」又は「分任支出負担行為担当官代理」とは令第139条の2第3項に規定する支出負担行為担当官代理又は分任支出負担行為担当官代理を、「契約担当官」とは法第29条の2第3項に規定する契約担当官を、「分任契約担当官」とは法第29条の2第5項に規定する分任契約担当官を、「契約担当官代理」又は「分任契約担当官代理」とは令第139条の2第3項に規定する契約担当官代理又は分任契約担当官代理を、「代行機関」とは令第139条の3第5項に規定する代行機関のうち契約に係るものを、「契約担当官等」とは契約担当官、分任契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官代理、支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理及び分任支出負担行為担当官代理を、「資金契約等

担当官」又は「資金契約等担当官代理」とは特別調達資金設置令施行令（昭和26年政令第271号）第3条第6項に規定する資金契約等担当官又は資金契約等担当官の事務を代理する職員を、「資金契約等担当官等」とは資金契約等担当官及び資金契約等担当官代理をいう。

（契約事務取扱いの特例）

第3条 契約担当官等又は資金契約等担当官等の事務の取扱いその他契約に関する事務の取扱いで、特別の理由によりこの細則により難しいものについては、防衛大臣（以下「大臣」という。）が別に定めるところによる。

（契約事務の委任）

第4条 契約担当官、分任契約担当官、契約担当官代理及び分任契約担当官代理並びにその所掌事務の範囲は、別に大臣が委任し、分掌させ、又は代理させるところによるものとする。

2 令第68条第1項及び令第139条の2第2項にお

いて準用する令第68条第1項の規定により、次の各号に掲げる防衛省本省の施設等機関、特別の機関、地方支分部局及び庁所属の職員に契約に関する事務を委任し、分掌させ、又は代理させる場合には、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に掲げる者がこれを行うものとする。

- (1) 防衛大学校 防衛大学校長
- (2) 防衛医科大学校 防衛医科大学校長
- (3) 防衛研究所 防衛研究所長
- (4) 統合幕僚監部 統合幕僚長
- (5) 陸上自衛隊 陸上幕僚長（ただし、別表第1陸上自衛隊の項事務の範囲の欄に掲げる事務の範囲については、同欄に掲げる事務の範囲の区分に応じ、それぞれ同表の委任を受ける者の欄に掲げる者）
- (6) 海上自衛隊 海上幕僚長
- (7) 航空自衛隊 航空幕僚長（ただし、別表第1航空自衛隊の項事務の範囲の欄に掲げる事務の範囲については、同欄に掲げる事務の範囲の区分に応じ、そ

れぞれ同表の委任を受ける者の欄に掲げる者)

(8) 情報本部 情報本部長

(9) 防衛監察本部 防衛監察監

(10) 地方防衛局 地方防衛局長

(11) 防衛装備庁 防衛装備庁長官

3 令第69条第1項の規定による契約審査委員の指定については、前項の規定（第5号ただし書及び第7号ただし書を除く。）を準用する。

4 令第139条の3第3項の規定により、代行機関を命ずる場合には、大臣は、法第46条の3第2項の権限を別に定める者に委任し、代行機関とすることができる職員及びその事務の範囲並びに事務処理の手続について別に定めるものとする。

（契約事務を代理すべき場合）

第5条 支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官代理、契約担当官代理、分任契約担当官代理又は資金契約等担当官代理は、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ支出負担行為担当官、分任支

出負担行為担当官、契約担当官、分任契約担当官又は資金契約等担当官（以下この条において「支出負担行為担当官等」という。）の事務を代理する。

(1) 支出負担行為担当官等として指定された官職にある者が欠けた場合

(2) 支出負担行為担当官等として指定された官職にある者が、出張、休暇、欠勤等によりその職務を行うことができないと認められる場合

(3) 支出負担行為担当官等として指定された官職にある者が、休職又は停職を命ぜられた場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、大臣が別に定める場合

（資格の審査等の委任）

第6条 大臣は、令第72条第2項及び第3項並びに令第95条第2項において準用する令第72条第2項及び第3項の規定により、工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。以下同じ。））、測量及び建設コンサルタント等業務（

以下「工事等」という。)並びに物品の製造、物品の購入、役務及び物品の売払(以下「物品等」という。)その他の契約に係る一般競争若しくは指名競争(以下「競争」という。)に参加する者に必要な資格の審査又は当該資格を有する者(以下「有資格者」という。)の名簿(以下「有資格者名簿」という。)の作成事務を、別表第2に掲げる者に委任する。

2 前項の規定により委任を受けた者を、委任機関等の長という。

(一般競争に参加する者に必要な資格の審査の実施)

第7条 一般競争に参加する者に必要な資格については、工事等の契約に係るものにあつては2年に1回、物品等の契約に係るものにあつては3年に1回定期の審査(以下「定期審査」という。)を実施するものとする。ただし、委任機関等の長が随時に審査を実施することを妨げるものではない。

(一般競争に参加する者に必要な資格の基本事項等の公示)

第 8 条 令第 7 2 条第 4 項に規定する一般競争に参加する者に必要な資格の基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等については、工事等の契約に係る資格にあつては委任機関等の長が、物品等の契約に係る資格にあつては大臣官房会計課長が、毎年 1 0 月から 1 2 月までに公示するものとする。

2 前項の規定により公示した基準により難い契約を行う必要が生じた場合には、委任機関等の長は、令第 7 2 条第 4 項に規定する一般競争に参加する者に必要な資格の基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等についてその都度公示するものとする。

(申請書の提出)

第 9 条 委任機関等の長は、競争に参加する者に必要な資格を得ようとする者（以下「競争参加申請者」という。）から、契約の種類に応じ、別記第 1 号書式、別記第 2 号書式又は別記第 3 号書式のいずれかの書式の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日ま

で提出させるものとする。

(1) 前条第1項の規定による公示に係る申請（定期審査に係るものに限る。） 定期審査を実施する年度の1月末日

(2) 前条第2項の規定による公示に係る申請 委任機関等の長の定める日

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる申請であって、工事等の契約に係るものについては、インターネットを利用して行うことができるものとする。

この場合においては、委任機関等の長は、競争参加申請者から、委任機関等の長が定める日までに、申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを入力画面上において作成し送信させるものとする。

3 委任機関等の長は、前条第1項の規定による公示に係る申請（定期審査に係るものを除く。）については、競争参加申請者から、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は資格審査申請用データ（以下単に「

申請書」という。)を提出又は送信(以下単に「提出」という。)させるものとする。

4 委任機関等の長は、契約の締結に係る代理権を付与された者が前3項の規定により申請書を提出をする場合には、委任状その他契約に係る代理権を付与されたことを証明する書類を添付させなければならない。

5 委任機関等の長は、代理契約を締結している者が、当該代理契約の対象となっている工事等又は物品等の契約に関し、第1項又は第3項の規定により申請書を提出する場合にあっては、委任状その他代理契約を締結していることを証明する書類を添付させなければならない。

(資格の審査)

第10条 委任機関等の長は、前条の規定により競争参加申請者から申請書の提出を受けた場合には、第29条第2項、第31条第2項、第33条第2項又は第35条第2項(第41条において準用する場合を含む。)の規定により総合審査数値の算定を行い、契約の種

類に応じ、大臣が別に定めるところにより、それぞれ級別に格付された資格を付与するものとする。ただし、委任機関等の長は、物品の製造の契約に係る競争参加申請者が、同時に物品の購入の契約に係る競争に参加する者に必要な資格を得ようとした場合には、物品の製造の契約に係る級別に格付された資格をもって、物品の購入の契約に係る級別に格付された資格とすることができるとができる。

(資格の審査の特例)

第11条 委任機関等の長は、前条の規定により、資格の審査をする場合において当該競争参加申請者が新規に営業を開始した者であるときは、自己資本の額、職員の数、設備の状況その他必要と認める事項について審査を行えば足りるものとする。

(資格の有効期間)

第12条 第10条の規定により付与した資格の有効期間は、当該資格を付与した日から次期の定期審査を実施する年度の末日までとする。

2 特別の理由により第10条の規定による資格の付与が遅れた場合には、直前の定期審査以降に資格を取得した者で引き続き次期の定期審査に係る申請書を提出した競争参加申請者については、前項に規定する有効期間終了後も、新たな資格の付与が行われるまでは、当該資格はなお有効とする。

(有資格者名簿)

第13条 委任機関等の長は、定期審査において有資格者を決定したときは、新たに有資格者名簿を作成するものとし、当該有資格者名簿の書式は、工事の契約に係るものにあつては別記第4号書式(その1)の有資格者名簿とし、測量及び建設コンサルタント等業務に係るものにあつては別記第4号書式(その2)の有資格者名簿とし、物品等の契約に係るものにあつては別記第4号書式(その3)の一般競争(指名競争)参加資格者名簿とする。

2 令第95条第2項において準用する令第72条第3項の規定により作成する指名競争に係る有資格者名簿

は、令第95条第3項の規定により、前項の規定による有資格者名簿の作成をもってこれに代えるものとする。

- 3 委任機関等の長は、有資格者名簿の作成に当たり、特別の理由により第1項の規定による有資格者名簿により難しい場合には、他の書式によることができる。

(有資格者名簿への追加)

第14条 委任機関等の長は、第9条第1項第2号に掲げる申請又は同条第3項に規定する申請に基づき第10条の規定による資格の付与を行った場合には、直ちに、有資格者名簿に追加して記載しなければならない。

(資格の審査の結果の通知)

第15条 委任機関等の長は、有資格者名簿を作成した場合又は前条の規定により有資格者名簿に追加した場合には、直ちに、省令第4条の規定により、工事等の契約に係るものにあつては別記第5号書式(その1)の資格審査結果通知書、物品等の契約に係るものにあつては別記第5号書式(その2)の資格審査結果通知

書により競争参加申請者に対し当該審査の結果を通知するとともに、当該有資格者名簿の写しをもって関係の契約担当官等又は資金契約等担当官等に通知しなければならない。

- 2 委任機関等の長は、資格審査の結果の通知に当たり、特別の理由により第1項の規定による資格審査結果通知書により難しい場合には、他の書式によることができる。

(有資格者名簿の記載事項の変更等)

第16条 委任機関等の長は、第10条の規定により工事等の資格を付与した後、競争参加申請者について、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合には、その都度、別記第6号書式(その1)の競争契約参加資格審査申請書変更届により届出をさせるものとする。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名
- (4) 営業所(営業所名、所在地、電話番号等)

- (5) 希望する資格の種類
- (6) 競争参加を希望する地域
- (7) 営業の内容
- (8) その他委任機関等の長が必要と認める事項

2 委任機関等の長は、第10条の規定により物品等の資格を付与した後、競争参加申請者について、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合には、その都度、別記第6号書式（その2）の競争参加資格審査申請書変更届により届出をさせるものとする。

- (1) 前項第1号から第6号までに掲げる事項
- (2) 営業品目

3 委任機関等の長は、第10条の規定により物品等の資格を付与した後、競争参加申請者について、合併による法人の消滅等のため資格の取消しが必要な場合には、直ちに、別記第6号書式（その3）の一般競争（指名競争）参加資格取消届により届出をさせるものとする。

4 委任機関等の長は、第10条の規定により物品等の

資格を付与した後、資格審査結果通知書について、亡失等による再発行が必要な場合には、その都度、別記第6号書式（その4）の一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書再発行届により届出をさせるものとする。

- 5 委任機関等の長は、第1項から第3項までの規定により変更又は取消しの届出をさせた場合には、直ちに、有資格者名簿の変更又は取消しを行い、必要と認める事項について、関係の契約担当官等又は資金契約等担当官等に対し通知するとともに、工事等に係るものにあつては別記第7号書式の競争参加資格変更通知書、物品等に係るもの（変更の届出に限る。）にあつては別記第5号書式（その2）の資格審査結果通知書により当該競争参加申請者に対し通知しなければならない。
- 6 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、前項の規定により委任機関等の長から変更又は取消しの通知を受けたときは、第15条の規定により送付を受けた有資格者名簿の写しを速やかに変更又は取消しするもの

とする。

- 7 委任機関等の長は、競争参加資格の変更の通知に当たり、特別の理由により第5項の規定による競争参加資格変更通知書により難しい場合には、他の書式によることができる。

(有資格者名簿による競争)

第17条 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、工事等又は物品等の契約を競争に付する場合には、当該契約の種類に応じた有資格者名簿に記載された者のうち、大臣が別に定める当該契約の予定金額の範囲に応じた級別の格付をされた者を当該競争に参加させるものとする。

- 2 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、前項の場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該競争に参加しようとする者から、資格審査結果通知書を提示させることができる。

(有資格者名簿による競争の特例)

第18条 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行

機関は、工事等の契約を競争に付する場合において、必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、大臣が別に定める当該契約の予定金額の範囲に応じた級別の格付をされた者のほか、当該級の直近上位又は直近下位の級別の格付をされた者を当該競争に参加させることができる。

2 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、物品等の契約を競争に付する場合において、必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、大臣が別に定める当該契約の予定金額の範囲に応じた級別の格付をされた者のほか、当該級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の級別をされた者を当該競争に参加させることができる。

3 契約担当官等は、工事等又は物品等の契約を競争に付する場合において、地域的条件、調達品の特殊性その他これに類する理由により競争に参加する者が少ない等適正な競争を害するおそれがあると認めるときは、大臣が別に定める当該契約の予定金額の範囲に応じた

級別の格付をされた者のほか、当該級の上位の級別の格付をされた者を当該競争に参加させることができる。

4 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、物品等の契約のうち、物品の製造、物品の販売（自ら製造したものの販売に限る。）、役務の提供等の契約を競争に付する場合において、前条第1項の規定にかかわらず、当該競争に係る等級より下位の級に格付をされた者であって、次の各号のいずれかに該当すると認めるものを、当該競争に参加させることができる。

(1) 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

(2) 第33条第2項又は第35条第2項の規定により算定された総合審査数値に大臣が別に定める技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

(3) S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- (4) 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
- (5) 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同

法別表第3に掲げるものをいう。)が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

(6) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による創薬ベンチャーエコシステム強化事業(ベンチャーキャピタルの認定)又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による研究開発型スタートアップ支援事業(ベンチャーキャピタル等の認定)において採択された者の出資先事業者であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

(7) グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup又はJ-Startup地域版)に選定された事業者であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

(有資格者としなない者)

第 19 条 委任機関等の長は、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当すると認める者を有資格者とすることができない。

(1) 令第 70 条各号に掲げる者

(2) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(3) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する組合（以下「組合」という。）を直接又は間接に構成する組合及び事業者であって組合が受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っているもの（以下「関係組合員」という。）が前 2 号の規定に該当する場合の当該組合

(有資格者としなないことができる者)

第 20 条 委任機関等の長は、競争参加申請者が令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて有資格

者としないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

2 委任機関等の長は、前項に掲げる場合のほか、資格の審査時において、次の各号のいずれかに該当すると認める者がある場合には、当該者を有資格者としないことができる。

(1) 前年度の法人税若しくは所得税又は消費税若しくは地方消費税を申請書の提出までに納付していない者

(2) 総合評定値通知書（建設業法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、競争参加資格審査申請日以前の日に係る直近のものをいう。第30条において同じ。）において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況の記載部分のいずれかに加入していない旨の記載がある者（適用除外の旨の記載がある者及び当該通知を受けた後に当該加入していない旨の記

載があった保険について加入し又は適用除外となり、
それぞれ当該事実を証する書類を提出した者を除く。

)

(3) 資産の状況及び信用度が極度に悪化している者

(4) 組合を構成する者の過半数が関係組合員でない組合

(5) 官公需についての共同受注体制が確立していない組合

(6) 組合の団結が弱く、かつ、熱心な指導者がいない組合

(7) 組合の経理的基礎が確立していない組合

(8) 関係組合員が第1号、第2号若しくは第3号又は
前項のいずれかに該当する場合の当該組合

(資格を取り消す場合の取消手続)

第21条 委任機関等の長は、有資格者名簿が作成された後において、当該有資格者名簿に記載された者が第19条各号のいずれかに該当することとなったときは、当該有資格者の資格を取り消すものとする。

2 委任機関等の長は、前項の規定により当該有資格者の資格を取り消したときは、直ちに、関係の契約担当官等又は資金契約等担当官等に通知するとともに、別記第8号書式の資格取消通知書により、当該取消しに係る者に通知しなければならない。

(資格を取り消すことができる場合の取消手続)

第22条 委任機関等の長は、有資格者名簿が作成された後において、当該有資格者名簿に記載された者が第20条第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者を有資格者とすることが適当でないとき、当該有資格者の資格を取り消すことができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により有資格者の資格を取り消した場合に準用する。

(秘密の保持)

第23条 競争参加申請者の資格の審査をする職員は、当該審査の内容については、これを非公開とするとともに、当該審査において特に知ることができた競争参

加申請者の秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(最低価格の入札者を落札者としなないことができる契約の予定価格)

第24条 令第84条に規定する国の支払いの原因となる契約のうち、最低価格の入札者を落札者としなないことができる契約は、予定価格が1千万円を超える工事等又は物品の製造その他についての請負契約とする。

(契約内容に適合した履行がされなないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としなない場合の基準)

第25条 令第85条の規定により、前条に規定する契約について、当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされなないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 工事等のうち、工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7.

5 から 1 0 分の 9 . 2 の範囲内で契約担当官等又は資金契約等担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額に満たない場合

(2) 工事等のうち、測量の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに 1 0 分の 6 から 1 0 分の 8 . 2 の範囲内で契約担当官等又は資金契約等担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額に満たない場合

(3) 工事等のうち、建設コンサルタント業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに 1 0 分の 6 から 1 0 分の 8 . 1 の範囲内で契約担当官等又は資金契約等担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額に満たない場合

(4) 工事等のうち、地質調査業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに 3 分の 2 から 1 0 分の 8 . 5 の範囲内で契約担当官等又は資金契約等担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額に満たない場合

(5) 物品の製造その他についての請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の5から10分の8の範囲内で契約担当官等又は資金契約等担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額に満たない場合

2 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、前項の規定による基準に該当するかどうかの決定について必要と認める場合には、あらかじめこれを審査する者を定めて審査することができる。

(最低価格の入札者を落札者としめない場合の申請)

第26条 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、令第89条の規定により、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としめないこととする場合には、その理由及び自己の意見を記載した書面により、大臣に申請しなければならない。

(工事等又は物品等の契約以外の契約)

第27条 第6条から第23条までの規定は、契約担当

官等、資金契約等担当官等又は代行機関が行う工事等又は物品等の契約以外の契約を競争に付する場合において、委任機関等の長が行う当該競争に参加する者に必要な資格の審査、有資格者名簿の作成その他についてこれを準用する。

(苦情の処理に関する事務の委任)

第28条 委任機関等の長は、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）第10条の規定により、特例政令第4条第1項に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員（以下「苦情処理担当者」という。）を指定するものとする。

2 苦情処理担当者は、特定調達契約に係る苦情の処理について、当該苦情の内容及び処理の状況等（以下「苦情処理内容」という。）を委任機関等の長に報告するものとする。

- 3 委任機関等の長は、前項の規定により苦情処理内容について報告を受けた場合には、軽微なものを除き、当該苦情処理内容を速やかに大臣に報告するものとする。

第2章 一般競争契約

(工事の契約に係る一般競争参加者の資格)

第29条 工事の契約に係る一般競争に参加させる者（以下「工事請負業者」という。）は、土木一式工事、建築一式工事及びその他の工事の別に、大臣が別に定める当該契約の予定金額の範囲に応じた級別の格付をされた者とする。

- 2 工事請負業者の総合審査数値の算定については、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値に技術評価数値（工事請負業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、別に大臣が定めるところにより算定したものをいう。）を加算した数値とする。

(1) 施工成績が優秀な者

(2) 不誠実な行為を行った者

3 工事請負業者が次の各号のいずれかに該当する場合の総合審査数値の算定については、前項の例により別に大臣が定めるところによるものとする。

(1) 組合

(2) 「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日建設省中建審発第12号）の建議における特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体（以下「建設共同企業体」という。）

(3) 合併により新たに設立された会社（以下「合併新設会社」という。）

(4) 合併によりその一方が存続した会社（以下「合併存続会社」という。）

(5) 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合

における子会社（以下「子会社」という。）

- (6) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）
- (7) 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「譲受業者」という。）
- (8) 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に継承させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
- (9) 「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成20年1月31日国土交通省告示第85号。以下「項目及び基準を

定める件」という。) 附則第4に掲げる要件のいずれにも適合するものとして国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者(以下「企業集団に属する建設業者」という。)

- (10) 「項目及び基準を定める件」附則第6に掲げる要件のいずれにも適合するものとして国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者(以下「持株会社」という。)

4 委任機関等の長は、工事請負業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の規定に基づき算定した総合審査数値に別に大臣が定める調整を行うことができるものとする。

- (1) 組合
- (2) 建設共同企業体
- (3) 合併新設会社
- (4) 合併存続会社
- (5) 子会社
- (6) 承継譲受会社

(7) 譲受業者

(8) 企業集団に属する建設業者

(9) 持株会社

5 委任機関等の長は、前項の規定により総合審査数値に調整を行った工事請負業者が組合又は建設共同企業体である場合において、その施工実績が著しく劣ると認めるとき等は、当該調整を行う前の総合審査数値に変更できるものとする。

6 第4項の規定により総合審査数値を算定した建設共同企業体が、次期の定期の競争参加資格の認定の時より前に解散した場合（構成員が倒産した場合等やむを得ないと認める場合を除く。）は、次期の定期の認定までの間、当該建設共同企業体の構成員の全部又は一部を構成員とする新たな建設業共同企業体については、同項の規定は適用されない。

（工事の契約に係る競争参加申請者が申請書を提出する場合の添付書類）

第30条 委任機関等の長は、工事の契約に係る一般競

争の競争参加申請者から申請書を提出させる場合には、特別の理由がある場合を除き、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 総合評定値通知書の写し
- (2) 工事経歴書
- (3) 営業所一覧表
- (4) 建設共同企業体にあつては、建設共同企業体協定書の写し
- (5) 申請者が組合又は建設共同企業体の場合にあつては、共同企業体等調書
- (6) 納税証明書（その3）の写し
- (7) 「項目及び基準を定める件」附則第4の規定により国土交通大臣が認定した企業集団にあつては、企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し
- (8) 「項目及び基準を定める件」附則第6の規定により国土交通大臣が認定した企業集団にあつては、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し

(9) その他委任機関等の長が必要と認めるもの

(測量又は建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争参加者の資格)

第31条 測量又は建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争に参加させる者（以下「測量等請負業者」という。）は、測量又は建設コンサルタント等業務の別に、大臣が別に定める当該契約の予定金額の範囲に応じた級別の格付をされた者とする。

2 測量等請負業者の総合審査数値の算定については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 測量又は建設コンサルタント等業務の年間平均実績高（直前2年間の平均）の付与数値をAとし、自己資本の額並びに技術職員の数及び技術職員以外の職員の数のそれぞれの付与数値の合計額をBとし、経営比率（流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。以下同じ。）、自己資本固定比率（自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したもの

をいう。以下同じ。)及び総資本純利益率(税引前当期利益の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。以下同じ。)をいう。)及び営業年数のそれぞれの付与数値の合計額をCとし、総合審査数値は次の算式により得た数値とする。

$$A \times \left[1 + \frac{B + C}{120} \right]$$

(2) 前号に規定するそれぞれの審査事項の付与数値は、別に大臣が定めるところによるものとする。

3 前項の場合において測量等請負業者が組合であるときの同項の規定の適用については、次の各号に掲げる字句は、当該各号に掲げる字句に読み替えるものとする。

(1) 年間平均実績高 当該組合の年間平均実績高と関係組合員の年間平均実績高(組合に委託し、又は組合から委託を受けた実績及び他の関係組合員に委託した実績に係る実績高を除く。)との和

(2) 自己資本の額 当該組合の自己資本の額と関係組

合員の自己資本の額との和

(3) 技術職員の数 当該組合の常勤の技術職員の数と

関係組合員の常勤の技術職員の数との和

(4) 技術職員以外の職員の数 当該組合の常勤の技術

職員以外の職員の数と関係組合員の常勤の技術職員

以外の職員の数との和

(5) 流動資産の額 当該組合の流動資産の額と関係組

合員の流動資産の額との和

(6) 流動負債の額 当該組合の流動負債の額と関係組

合員の流動負債の額との和

(7) 固定資産の額 当該組合の固定資産の額と関係組

合員の固定資産の額との和

(8) 税引前当期利益の額 当該組合の税引前当期利益

の額と関係組合員の税引前当期利益の額との和

(9) 総資本の額 当該組合の総資本の額と関係組合員

の総資本の額との和

(10) 営業年数 当該組合の営業年数と関係組合員の営

業年数との和の算術平均値

(測量又は建設コンサルタント等業務の契約に係る競争参加申請者が申請書を提出する場合の添付書類)

第32条 委任機関等の長は、測量又は建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争の競争参加申請者から申請書を提出させる場合には、特別の理由がある場合を除き、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 測量等実績調書
- (2) 技術者経歴書
- (3) 営業所一覧表
- (4) 納税証明書(その3)の写し
- (5) 申請書に記載した各登録事項等について、当該登録等をした官署が発行する証明書又は当該官署の確認済現況報告書(以下「登録証明書等」という。)の写し
- (6) 身元を証明する書類(法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身元証明書の写しとする。以下同じ。)

(7) 財務諸表

(8) その他委任機関等の長が必要と認めるもの

(物品の製造の契約に係る一般競争参加者の資格)

第33条 物品の製造の契約に係る一般競争に参加させる者（以下「製造業者」という。）は、大臣が別に定める当該契約の予定金額の範囲に応じた級別の格付をされた者とする。

2 製造業者の総合審査数値の算定については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 総合審査数値は、製品の年間平均製造実績高（直前2年間の平均）、自己資本の額、生産設備の額、流動比率及び営業年数のそれぞれの付与数値の合計とする。

(2) 前号に規定するそれぞれの審査事項の付与数値は、別に大臣が定めるところによるものとする。

3 前項の場合において製造業者が組合であるときの同項の規定の適用については、次の各号に掲げる字句は、当該各号に掲げる字句に読み替えるものとする。

(1) 年間平均製造実績高 当該組合の年間平均製造実績高と関係組合員の年間平均製造実績高（組合に委託し、又は組合から委託を受けた製造及び他の関係組合員に委託した製造に係る製造実績高を除く。）との和

(2) 自己資本の額 当該組合の自己資本の額と関係組合員の自己資本の額との和

(3) 生産設備の額 当該組合の生産設備の額と関係組合員の生産設備の額との和

(4) 流動比率 当該組合の流動比率と関係組合員の流動比率との和の算術平均値

(5) 営業年数 当該組合の営業年数と関係組合員の営業年数との和の算術平均値

（物品の製造の契約に係る競争参加申請者が申請書を提出する場合の添付書類）

第34条 委任機関等の長は、物品の製造の契約に係る一般競争の競争参加申請者から申請書を提出させる場合には、特別の理由がある場合を除き、次の各号に掲

げる書類を添付させるものとする。

- (1) 納税証明書（その3）の写し
- (2) 身元を証明する書類
- (3) 財務諸表

（物品の購入、役務又は物品の売払の契約に係る一般競争参加者の資格）

第35条 物品の購入、役務又は物品の売払の契約における一般競争に参加させる者（以下「販売業者」という。）は、大臣が別に定める当該契約の予定金額の範囲に応じた級別の格付をされた者とする。

2 販売業者の総合審査数値の算定については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 総合審査数値は、商品の年間平均販売等実績高（直前2年間の平均）、自己資本の額、流動比率及び営業年数のそれぞれの付与数値の合計とする。
- (2) 前号に規定するそれぞれの審査事項の付与数値は、別に大臣が定めるところによるものとする。

3 前項の場合において販売業者が組合であるときの同

項の規定の適用については、次の各号に掲げる字句は、当該各号に掲げる字句に読み替えるものとする。

(1) 年間平均販売等実績高 当該組合の年間平均販売等実績高（関係組合員に対する販売等に係る販売等実績額を除く。）と関係組合員の年間平均販売等実績高（組合又は他の関係組合員に対する販売等に係る販売等実績高を除く。）との和

(2) 自己資本の額 当該組合の自己資本の額と関係組合員の自己資本の額との和

(3) 流動比率 当該組合の流動比率と関係組合員の流動比率との和の算術平均値

(4) 営業年数 当該組合の営業年数と関係組合員の営業年数との和の算術平均値

（物品の購入、役務又は物品の売払の契約に係る競争参加申請者が申請書を提出する場合の添付書類）

第36条 委任機関等の長は、物品の購入、役務又は物品の売払の契約に係る一般競争の競争参加申請者から申請書を提出させる場合には、特別の理由がある場合

を除き、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 納税証明書（その3）の写し
- (2) 身元を証明する書類
- (3) 財務諸表

（財務諸表に代わる有価証券報告書）

第37条 委任機関等の長は、第32条、第34条又は前条の規定により競争参加申請者から申請書の添付書類を提出させる場合において、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書に記載されている事項については、これをもって財務諸表に代えることができる。

（工事等又は物品等の契約を一般競争に付する場合の制限）

第38条 令第73条の規定により、契約担当官等又は資金契約等担当官等が工事等又は物品等の契約を一般競争に付する場合において、当該契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必

要があると認めるときの当該競争に参加する者に必要な資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 工事等又は物品等の契約の性質又は目的により、工事の完成期限又は物品の納入期限の厳守等当該契約の適正な履行の確保を図るため必要があると認められる場合には、工事の施工場所又は物品の納入場所等に関する事項についての資格
- (2) 特殊な工事等又は物品等の契約について、当該工事等の施工又は当該物品等の供給の実績がある者に行わせる必要があると認める場合には、当該施工又は供給の実績に関する事項についての資格
- (3) 特殊な工事等又は物品等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要があると認める場合には、当該技術、機械器具又は生産設備等に関する事項についての資格
- (4) 物品の製造又は購入の契約について、当該契約の適正な履行を図るため銘柄を指定する必要があると

認める場合には、当該銘柄に関する事項についての
資格

2 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、前項各号
に定めるもののほか、工事等又は物品等の契約の一般
競争について、令第73条の規定により当該競争に参
加する者に必要な資格を定める必要があると認める場
合には、あらかじめ、大臣に申請しなければならない。

(工事等又は物品等の契約以外の契約を一般競争に付
する場合の競争参加者の資格等)

第39条 第29条から前条までの規定は、契約担当官
等又は資金契約等担当官等が行う工事等又は物品等の
契約以外の契約を一般競争に付する場合における当該
競争に参加する者に必要な資格、申請者の添付書類及
び一般競争に付する場合の制限について準用する。

(申請書に添付する書類の書式)

第40条 委任機関等の長が申請書に添付させる場合の
書類の書式は、それぞれ次の各号に掲げるところによ
るものとする。

- (1) 第 3 0 条 第 2 号 の 工 事 経 歴 書 別 記 第 9 号 書 式
- (2) 第 3 0 条 第 3 号 の 営 業 所 一 覧 表 別 記 第 1 0 号 書 式
- (3) 第 3 0 条 第 5 号 の 共 同 企 業 体 等 調 書 別 記 第 1 1 号 書 式
- (4) 第 3 2 条 第 1 号 の 測 量 等 実 績 調 書 別 記 第 1 2 号 書 式
- (5) 第 3 2 条 第 2 号 の 技 術 者 経 歴 書 別 記 第 1 3 号 書 式

第 3 章 指 名 競 争 契 約

(準 用 規 定)

第 4 1 条 第 2 9 条 から 第 3 7 条 まで、第 3 9 条 及 び 前 条 の 規 定 は、工 事 等 又 は 物 品 等 の 契 約 を 指 名 競 争 に 付 する 場 合 に お ける 当 該 競 争 に 参 加 する 者 に 必 要 な 資 格、申 請 書 の 添 付 書 類 に つ い て 準 用 する。

(指 名 基 準)

第 4 2 条 契 約 担 当 官 等、資 金 契 約 等 担 当 官 等 又 は 代 行 機 関 が、令 第 9 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 有 資 格 者 名 簿

に記載された者の中から工事等又は物品等の契約に係る競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指名に際し、著しい経営の状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がなされないおそれがないと認める者であること。
- (2) 当該指名競争に付する契約の性質又は目的により、当該契約の履行について、法令の規定により官署等の許可又は認可等を必要とする場合には、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- (3) 特殊な工事等又は物品等の契約を指名競争に付する場合において、当該工事等の施工又は当該物品等の供給の実績がある者に行わせる必要があると認めるときは、当該施工又は供給の実績を有する者であること。
- (4) 指名競争に付する工事等又は物品等の契約の履行期限又は履行場所等により、当該工事等の施工又は当該物品等の供給に必要な原材料、労務その他を容

易に調達し得る者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合には、当該原材料等を容易に調達し得る者又は当該一定地域にある者であること。

(5) 特殊な工事等又は物品等の契約を指名競争に付する場合において、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要があると認めるときは、当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

(6) 輸入に係る物品の購入の契約について、当該物品に関する外国の製造会社又は販売会社から販売権を得ている者又は当該契約に係る取引が可能な者であること。

(7) 指名しようとする者の経営の規模が、指名しようとする時点の工事又は物品の製造の請負量及び指名競争に付する工事又は物品の製造の契約高を総合的に勘案して余裕があると認める者であること。

(8) 物品の製造又は購入の契約を指名競争に付する場

合において、当該契約の適正な履行を図るため、銘柄を指定する必要があると認めるときは、当該銘柄に係る物品を供給することが可能な者であること。

- (9) 指名競争に付する工事等又は物品等の契約について、政府機関又はこれに準ずる機関の検定、基準又は標準規格等に合格した物品を使用する必要があると認める場合には、当該物品を使用又は供給できる者であること。

- 2 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、工事等又は物品等の契約を指名競争に付する場合において、前項各号に定める指名基準により難いと認めるときは、その理由を明らかにして大臣に申請しなければならない。

(競争参加者の指名)

第43条 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、工事等又は物品等の契約を指名競争に付する場合において、第17条の規定により当該契約の予定金額の範囲に応じた級別の格付をされた者が多数であ

るときは、その級別の格付をされた者の中から、前条に規定する指名基準により当該指名競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。

2 前項の場合において、第18条第1項の規定により当該契約の予定金額の範囲に応じた級別の格付をされた者のほか、当該級の直近上位若しくは直近下位の級別の格付をされた者を当該指名競争に参加させようとするとき又は同条第2項の規定により当該契約の予定金額の範囲に応じた級別の格付をされた者のほか、当該級の1級上位若しくは2級上位若しくは1級下位若しくは2級下位の級別の格付をされた者を当該指名競争に参加させようとするときは、なるべくその指名しようとする者の数の半数以下の範囲内で、それぞれ当該級の直近上位若しくは直近下位の級別の格付をされた者又は1級上位若しくは2級上位若しくは1級下位若しくは2級下位の級別の格付をされた者を指名するものとする。

3 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、

前 2 項の規定により指名するに当たっては、なるべく同一人のみを指名することのないよう公平に指名するものとする。

(有資格者名簿に記載された者以外の者を指名することができる場合)

第 4 4 条 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、工事等又は物品等の契約を指名競争に付する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 1 7 条第 1 項の規定にかかわらず、有資格者名簿に記載された者以外の者を指名して競争に参加させることができる。

- (1) 当該指名競争に付する契約の性質又は目的により、当該契約の履行について、法令の規定により官署等の許可又は認可等を必要とする場合において、当該許可又は認可等を受けた者が少数であるとき。
- (2) 当該工事等又は物品等の契約に係る指名競争について、有資格者名簿に記載された者がいない場合（次条第 1 項第 2 号に掲げる場合を除く。）又は当該

指名しようとする者が少数となることにより当該指名競争の適正な執行が行われないこととなるおそれがあり、当該指名しようとする者を追加する必要がある場合

- 2 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、前項の規定により、有資格者名簿に記載された者以外の者を指名しようとするときは、第41条において準用する第29条、第31条、第33条、第35条及び第39条の規定による資格を有する者でなければ指名することができないものとする。

(特別の事情がある場合の競争参加者の資格等)

第45条 令第95条第4項の規定により、指名競争に参加する者に必要な資格及びその審査に関し、同条第1項及び第2項に定めるところと異なる定めをし、又は有資格者名簿を作成しないことができる場合は、契約担当官等又は資金契約等担当官等が次の各号のいずれかに該当する指名競争を行う場合とする。

- (1) 契約の種類ごとに、年間の契約件数がおおむね5

件以下である場合

(2) 令第99条第2号から第8号までに規定するところにより随意契約によることができる契約を、令第94条第2項の規定を適用し指名競争に付そうとする場合において、有資格者名簿に記載された者がいないため、その都度当該競争に参加する者に必要な資格の審査を行う必要があるとき

(3) 直接外国の業者と工事等又は物品等の契約をする必要がある場合

2 前項第1号に掲げる場合の当該競争に参加する者に必要な資格及びその資格の審査については、第41条において準用する第29条、第31条、第33条、第35条及び第39条に規定するところによるものとする。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる場合の当該競争に参加する者に必要な資格及びその資格の審査については、第19条及び第20条の規定に該当しない者であって、かつ、次の各号に掲げる事項についての審査の

結果、事業実績、経営規模及び営業年数が適正であり、当該契約の履行が確実である者とする。

(1) 年間事業実績高

(2) 経営規模（自己資本の額、職員の数及び機械設備等の状況をいう。）

(3) 営業年数

（特別の事情がある場合の申請書及び添付書類）

第46条 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、前条第1項第2号及び第3号に規定する契約については、工事の契約にあつては工事経歴書、営業所一覧表、納税証明書（その3）の写しその他必要と認める書類を、測量又は建設コンサルタント等業務の契約にあつては測量等実績調書、技術者経歴書、営業所一覧表、納税証明書（その3）の写し、登録証明書等の写しその他必要と認める書類を、物品の製造又は物品の購入の契約にあつては納税証明書（その3）の写し、身元を証明する書類その他必要と認める書類を申請書に添付させれば足りるものとする。

2 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、前条第1項第3号に規定する契約の場合において、特に申請書及び添付書類の提出を必要としないと認めるときは、当該申請書等を省略することができる。

(指名競争に付そうとする場合の大臣への申請)

第47条 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、令第102条の4第1号、第2号、第5号及び第6号の規定に該当する場合を除き、指名競争に付そうとする場合には、あらかじめ、その理由を明らかにして大臣に申請しなければならない。

(工事等又は物品等の契約以外の契約を指名競争に付する場合の競争参加者の資格等)

第48条 第41条から前条までの規定は、工事等又は物品等の契約以外の契約を指名競争に付する場合における当該競争に参加する者に必要な資格、申請書の添付書類及び指名基準その他について準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によろうとする場合の大臣への申請)

第49条 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、令第102条の4第3号、第4号及び第7号並びに臨時特例第5条第1項第1号の規定に該当する場合を除き、随意契約によろうとする場合には、あらかじめ、その理由を明らかにして大臣に申請しなければならない。ただし、当分の間、契約担当官等が臨時特例第4条の8の規定により随意契約によろうとする場合は、この限りでない。

(随意契約による場合の予定価格等)

第50条 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、随意契約をしようとする場合において、当該契約が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略し、又は見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認めるもの

(2) 予定価格が100万円を超えないもので、当該契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関が取り扱う契約事務の実情を勘案し、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略し、又は見積書の徴取を省略しても支障がないと認めるもの

2 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、前項の規定により予定価格の積算を省略する場合には、必要に応じ、その価格決定の資料を、見積書の徴取を省略する場合には、口頭照会による見積り合わせ若しくは市場価格調査の結果等を当該契約に係る決議書に記載又は添付するものとする。

第5章 契約の締結

(契約書)

第51条 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、契約書の作成を必要とする場合においては、省令第12条第2項の規定により、同条第1項の標準となるべき書式が定められるものについては、当該書式に準拠して契約書を作成するものとする。ただし、

当該書式が定められるまでの間の契約書の作成については、令第100条の規定により当該契約の性質又は目的に応じ必要とする事項を記載して作成するものとする。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第52条 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、令第100条の2第1項第1号から第3号に掲げる場合のほか、次の各号に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。ただし、特約等により、契約書の作成を必要とする場合は、この限りでない。

- (1) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社から運送の提供を受ける場合
- (2) 令第102条の2第1号から第4号までに掲げる電気事業者、ガス事業者、水道事業者、工業用水道事業者又は電気通信事業者から電気、ガス、水又は電気通信役務の供給又は提供を受ける場合

2 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、前項各号に掲げる場合のほか、契約書の作成を必要としないと認める場合には、その理由を明らかにして大臣に申請しなければならない。

(請書の徴取)

第53条 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、令第100条の2第1項の規定により契約書の作成を省略する場合において、当該契約金額が50万円以上であるときは、契約の種類に応じ、別記第14号書式、別記第15号書式又は別記第16号書式の請書を徴取するものとする。

2 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、前項の規定にかかわらず、当該契約の性質又は目的により、特に必要があると認める場合には、前項の規定を準用した請書を徴取するものとする。

第6章 監督及び検査

第54条 削除

(監督及び検査を他の各省各庁所属の職員に行わせる)

場合)

第55条 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、その契約に係る監督又は検査を他の各省各庁所属の職員に行わせる必要があると認める場合には、その理由を明らかにして大臣に申請しなければならない。

(監督職員又は検査職員の任命)

第56条 契約担当官等又は資金契約等担当官等が、監督職員又は検査職員を任命しようとする場合には、個人指定又は官職指定によりなるべく文書をもって行わなければならない。

(主任監督職員又は主任検査職員の指定)

第57条 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、契約の履行に関し、数人を協同して監督又は検査を行わせる必要がある場合には、当該監督又は検査のとりまとめをさせるため、あらかじめ監督又は検査を行わせようとする職員のうちから、主任監督職員又は主任検査職員を指定することができる。

(交替事務の引継ぎ)

第58条 監督職員又は検査職員が交替する場合には、前任者は必要と認める関係書類その他当該監督又は検査の性質若しくは目的に応じ必要な事項を明らかにして、後任者に引き継ぐものとする。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止の特例)

第59条 令第101条の7に規定する特別の必要がある場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 監督又は検査に関する職員が少数で、かつ当該監督又は検査に係る契約の内容により、監督又は検査を行う職員を区分する必要がないと認められる場合
- (2) 監督又は検査を行う場所が遠隔地である場合において、当該監督又は検査に係る契約の内容により、監督又は検査を行う者を区分して派遣する必要がないと認められる場合

2 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、前項各号に定めるもののほか、特に必要があると認める場合には、大臣に申請して監督の職務と検査の職務を兼ねさせることができる。

(委託監督又は委託検査の契約書)

第60条 契約担当官等又は資金契約等担当官等は、令第101条の8の規定により、契約に係る監督又は検査を国の職員以外の者に委託して行わせる場合には、別記第17号書式の委託監督（検査）契約書によりこれを行わせるものとする。

(実施細目の委任)

第61条 この章において定めるもののほか、監督又は検査の実施について必要と認める実施細目は、地方防衛局に係る建設工事に関するものについては整備計画局長がこれを定めることができる。

第7章 雑則

(競争参加不適合者報告書)

第62条 契約担当官等又は資金契約等担当官は、その取扱いに係る契約に関し、令第71条第1項各号のいずれかに該当すると認める者があった場合であって、令第102条第1項並びに省令第25条及び第26条の規定による報告を行うときは、別記第18号書式の

競争参加不適格者報告書によらなければならない。

(複数落札制入札制度による物品の購入等)

第63条 契約担当官等は、当分の間、臨時特例第4条の2の規定により、自衛隊の装備品その他その装備に必要な物品の製造をなさしめ又は購入をする場合において、その需要数量が多いときに行う競争は、同条から第4条の7までの手続により、その需要数量の範囲内で供給者の供給を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする方法によることができる。

(複数落札制入札制度による返還物品の売払い)

第64条 地方防衛局に属する契約担当官は、当分の間、臨時特例第4条の10の規定により、返還物品の売払いをする場合の一般競争は、同条から第4条の13までの手続により、その売払数量の範囲内で需要者の買受けを希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超える単価の入札者のうち、高価の入札者から順

次売払数量に達するまでの入札者をもって落札者とする方法によることができる。

(返還物品の展示入札売払い)

第65条 地方防衛局に属する契約担当官は、臨時特例第4条の14の規定により、返還物品を展示して入札させる方法により売払いをしようとするときは、あらかじめ、その理由を明らかにして地方防衛局長に申請し、当該地方防衛局長は大臣に報告しなければならない。

(返還物品の即売)

第66条 地方防衛局に属する契約担当官等は、当分の間、臨時特例第6条の規定により、大臣が別に定めるところにより、返還物品の売払いについて、当該物品を一般に展示して、あらかじめ公示した予定価格をもって即売をすることができる。

(他の委任機関等の長の審査に係る資格の利用)

第67条 委任機関等の長は、競争参加申請者から他の委任機関等の長がこの細則の定めるところにより競争

に参加する者に必要な資格を有している旨の申し出があった場合には、当該資格の審査は、当該競争参加申請者から申請書及び他の委任機関等の長の通知に係る資格審査結果通知書の写しを提出させることによりこれに代えるものとする。

(他の委任機関等の長の作成した有資格者名簿の使用)

第68条 契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、契約を競争に付する場合には、第6条第1項の規定により他の委任機関等の長が作成した有資格者名簿に記載された者を当該競争に参加させることができる。この場合には、契約担当官等、資金契約等担当官等又は代行機関は、当該競争に参加させる者から、他の委任機関等の長の通知に係る資格審査結果通知書の提示を求めなければならない。

(政府保管有価証券の取扱主任官等)

第69条 政府保管有価証券取扱規程(大正11年大蔵省令第8号)第3条に規定する取扱主任官は、契約担

当官等又は資金契約等担当官等の所属する部局等（第4条第2項各号に掲げる防衛省本省の施設等機関、特別の機関、地方支分部局及び庁をいう。）の長又はその委任を受けた職員がこれを任命することとし、保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第16条及び政府保管有価証券取扱規程第20条第1項に規定する主務官庁は、大臣官房会計課長とする。

（特例政令が適用される契約についての特例）

第70条 特例政令が適用される契約についてこの細則の規定の適用については、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 第8条の規定の適用については、次に定めるところによるものとする。

イ 第8条の見出し中「一般競争」とあるのは、「競争」とする。

ロ 第8条第1項中「委任機関等の長」とあるのは「大臣」とする。

ハ 第8条第1項中「令第72条第4項の規定によ

り、一般競争」とあるのは、「競争」とする。

- (2) 第18条の規定は、特例政令が適用される契約については、適用しない。
- (3) 第38条第1項第4号及び第42条第1項第8号の規定の適用については、これらの規定中「銘柄」とあるのは、「銘柄又はこれと同等のもの」とする。
- (4) 第42条第1項第4号及び第6号、第45条並びに第46条の規定は適用しない。
- (5) 第49条の規定の適用については、同条中「令第102条の4第3号、第4号及び第7号並びに臨時特例第5条第1項第1号」とあるのは、「特例政令第12条第1項各号」とする。

(特例政令の適用を受ける契約に係る競争参加申請者が外国からの者である場合の特例)

第71条 特例政令の適用を受ける契約に係る競争参加申請者が外国からの者である場合についてのこの細則の規定の適用については、前条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 第 3 0 条第 7 号、第 3 2 条第 4 号及び第 7 号、第 3 4 条第 2 号及び第 4 号並びに第 3 6 条第 2 号及び第 4 号に規定する添付書類が存しない場合は、これらと同等の書類を添付すれば足りるものとする。
- (2) 第 2 0 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「法人税若しくは所得税又は消費税若しくは地方消費税」とあるのは、「法人税若しくは所得税又は消費税若しくは地方消費税又はこれらと同等のもの」とする。

(細則により難い場合の特例)

第 7 2 条 委任機関等の長は、この細則の定めるところにより難いと認められるものについては、大臣に申請して特例を設けることができる。

附 則

- 1 この訓令は、平成 1 9 年 1 月 9 日から施行する。
- 2 この訓令が施行される以前に、内閣府所管契約事務取扱細則（平成 1 3 年内閣府訓令第 3 8 号）の規定により作成された有資格者名簿は、その資格の有効期限

の到来する日までは防衛省においても引き続き有効なものとして取扱うものとする。

3 この訓令が施行される以前に、内閣府所管契約事務取扱細則の規定によりすでに提出された申請書等については、本細則に基づき防衛省に提出されたものとみなす。

4 この訓令に定める書式による用紙により難しい場合には、内閣府所管契約事務取扱細則の書式による用紙を使用することができる。

附 則（平成19年8月25日省訓第69号）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年2月28日省訓第5号）

1 この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の防衛省所管契約事務取扱細則第20条第1項及び第22条第1項の規定は、競争参加申請者及び有資格者名簿に記載された者がこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実により第20条第1項各号のいずれかに該当すると認

められるときについて適用し、施行日前の事実によりこの訓令による改正前の防衛省所管契約事務取扱細則第20条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日省訓第30号）

この訓令は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成21年6月25日省訓第38号）

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 施行日から平成23年8月31日までの間における防衛省所管契約事務取扱細則第29条第2項に規定する総合審査数値の算定については、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成25年3月15日省訓第11号）

この訓令は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成25年3月22日省訓第16号）

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 31 日省訓第 58 号）

この訓令は、平成 26 年 11 月 4 日から施行する。ただし、平成 27 年 3 月 31 日以前に行われる入札に係る競争参加申請については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日省訓第 13 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日省訓第 39 号（抄））

1 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 24 日省訓第 56 号）

この訓令は、平成 28 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日省訓第 61 号）

この訓令は、平成 28 年 10 月 13 日から施行する。ただし、平成 29 年 3 月 31 日以前に行われる入札に係る競争参加申請については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 6 月 23 日省訓第 39 号）

この訓令は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日省訓第 21 号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月7日省訓第1号）

この訓令は、平成31年1月8日から施行する。

附 則（令和元年6月18日省訓第7号）

この訓令は、令和元年6月18日から施行する。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）抄

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧書式にある書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年2月26日省訓第2号）

- 1 この訓令は、令和3年2月26日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に使用したこの訓令の規定による改正前の防衛省所管契約事務取扱細則別記第4号書式

(その1)及び別記第4号書式(その2)(次項において「旧書式」という。)による書類は、この訓令の規定による改正後の防衛省所管契約事務取扱細則別記第4号書式(その1)から別記第4号書式(その3)までによる書類とみなす。

- 3 この訓令の施行の際現にある旧書式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和3年3月29日省訓第16号)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に使用したこの訓令の規定による改正前の防衛省所管契約事務取扱細則別記第11号書式(次項において「旧書式」という。)による書類は、この訓令の規定による改正後の防衛省所管契約事務取扱細則別記第11号書式による書類とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧書式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 1 2 月 2 7 日省訓第 5 8 号）

- 1 この訓令は、令和 3 年 1 2 月 2 7 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の書式（次項において「旧書式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧書式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 4 年 2 月 9 日省訓第 1 号）

この訓令は、令和 4 年 2 月 9 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 1 8 日省訓第 2 3 号）

- 1 この訓令は、令和 4 年 3 月 1 8 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の書式（次項において「旧書式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和 6 年 6 月 2 7 日省訓第 2 6 6 号）

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和6年10月18日省訓第316号）

この訓令は、令和6年10月18日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務 の 範 囲	委 任 を 受 け る 者
陸 上 自 衛 隊	<p>自衛隊法第6章に規定する行動並びに訓練、演習及び部隊輸送のために必要がある場合に臨時に設置される分任資金前渡官吏の取扱に係る前渡資金の支払の原因となる契約及び歳入の原因となる契約に係る契約担当官又は分任契約担当官の任命</p>	<p>当該分任資金前渡官吏に対し資金交付を行うべき資金前渡官吏の置かれた部隊等の長</p>
	<p>自衛隊法第6章に規定する行動並びに訓練、演習及び部隊輸送のために必要がある場合に臨時に契約担当官又は分任契約担当官が任命された部隊等の一部を離れた地に分離派遣するため、当該分離する部隊等への契約担当官又は分任契約担当官の任命（ただし、上欄に掲げる事務の範囲について委任を受ける者が任命するいとまがない場合に限る。）</p>	<p>当該臨時に契約担当官又は分任契約担当官が任命された部隊等の長</p>
航 空 自 衛 隊	<p>自衛隊法第6章に規定する行動並びに訓練、演習、部隊輸送及び航空事故のために必要がある場合における臨時の契約担当官及び分任契約担当官の任命</p>	<p>航空総隊司令官 航空支援集団司令官 航空教育集団司令官 航空方面隊司令官 航空自衛隊補給本部長</p>
	<p>自衛隊法第6章に規定する行動並びに訓練、演習、部隊輸送及び航空事故のために基地から離れて行動する臨時に編成された部隊に係る分任契約担当官の任命（ただし、航空幕僚長又は上欄に掲げる事務の範囲について委任を受ける者が任命するいとまがない場合に限る。）</p>	<p>基地司令</p>

別表第2（第6条関係）

部局等名	委任を受ける者	事務の範囲
防衛大学校	防衛大学校長	防衛大学校において行われる物品等その他についての契約に係る一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格の審査及び有資格者名簿の作成に関する事務
防衛医科大学校	防衛医科大学校長	防衛医科大学校において行われる物品等その他についての契約に係る一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格の審査及び有資格者名簿の作成に関する事務
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊又は機関	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の契約担当官等の属する部隊又は機関の長	当該契約担当官等の属する部隊又は機関において行われる物品等その他についての契約に係る一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格の審査及び有資格者名簿の作成に関する事務
防衛装備庁	防衛装備庁長官	防衛装備庁において行われる物品等その他についての契約に係る一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格の審査及び有資格者名簿の作成に関する事務
その他の部局等	大臣官房会計課長	その他の部局等において行われる物品等その他についての契約に係る一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格の審査及び有資格者名簿の作成に関する事務
整備計画局建設制度官		工事等の契約に係る一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格の審査及び有資格者名簿の作成に関する事務
第44条及び第45条の規定に該当する契約担当官等又は資金契約等担当官等		第44条及び第45条の規定に基づき、有資格者名簿によらないで指名することができる場合において当該競争に参加する者に必要な資格の審査に関する事務

01	1：利 提	※02 受付番号	※03 業 者 コー ド	04 建設業許可番号	-	※ 申請者 05 の規模	06 適格組 令和 年 月 日 合証明 第 号
	2：新						

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

令和 年度において、貴 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

殿

07 本社(店)郵便番号 - 08 法人番号

フリカナ

09 本社(店)住所

フリカナ

10 商号又は名称

11 役職

フリカナ

代表者氏名

フリカナ

12 担当者氏名

13 本社(店)電話番号

14 担当者電話番号

(内線番号)

15 本社(店)FAX番号

16 電子入札用ICカードの登録番号

17 メールアドレス

(18 代理申請時使用欄)

18 申請代理人 申請代理人郵便番号

申請代理人住 所

申請代理人電話番号

申請代理人氏 名

19 外資状況

1 外国籍会社 [国名 :]	2 日本国籍会社 [国名 :] (外資比率 : 100%)	3 日本国籍会社 [国名 :] [国名 :] (外資比率 : %) (外資比率 : %)
---------------------	---------------------------------------	--

20 営業年数 年

21 総職員数 (人)

22 設立年月日(和暦)

明治 大正 年 月 日
 昭和 平成 年 月 日
 令和

23 みなし大企業

下記のいずれかに該当する 該当しない

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

「16電子入札用ICカードの登録番号」欄には、当省(庁等)の電子入札システムでの企業ID(複数ある場合には代表的なものを1つ)を記入すること。

※受付番号

※業者コード

	① 競争参加資格 希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局															合計	
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15		
完 成 工 事 高	01																		
	02																		
	03																		
	04																		
	05																		
	06																		
	07																		
	08																		
	09																		
	10																		
	11																		
	12																		
	13																		
	14																		
	15																		
	16																		
	17																		
	18																		
	19																		
	20																		
	21																		
	22																		
	23																		
	24																		
	25																		
	26																		
	27																		
	28																		
	29																		
	その他の 合計																		

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

01	1: 初更	※02 受付番号	※03 業者コード	※申請者	05 適格組	令和	年	月	日
	2: 新			04の規模	合証明	第			号

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

令和 年度において、貴 で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

殿

06 本社(店)郵便番号 - 07 法人番号

フリガナ

08 本社(店)住所

フリガナ

09 商号又は名称

10 役職

フリガナ

代表者氏名

フリガナ

11 担当者氏名

12 本社(店)電話番号

13 担当者電話番号
 (内線番号)

14 本社(店)FAX番号

15 電子入札用ICカードの登録番号

16 メールアドレス

(17 代理申請時使用欄)

17 申請代理人 申請代理人郵便番号

申請代理人住 所

申請代理人電話番号

申請代理人氏 名

18 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	号	年 月 日	建築士事務所	号	年 月 日	建設コンサルタント	号	年 月 日
地質調査業者	号	年 月 日	補償コンサルタント	号	年 月 日	不動産鑑定業	号	年 月 日
土地家屋調査	号	年 月 日	司法書士	号	年 月 日	計量証明事業	号	年 月 日
	号	年 月 日		号	年 月 日		号	年 月 日

19 設立年月日(和暦)

20 みなし大企業

明治 大正 年 月 日
 昭和 平成 年 月 日
 令和

下記のいずれかに該当する 該当しない

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

「15電子入札用ICカードの登録番号」欄には、当省(庁等)の電子入札システムでの企業ID(複数ある場合には代表的なものを1つ)を記入すること。

※受付番号

※業者コード

23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																					補償コンサルタント業務								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造物及びコンクリート	トンネル	設備及び積算	施工計画、施工	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償

24 自己資本額	区分		直前決算時 (千円)	
	①	株主資本 (うち外国資本)		
	②	評価・換算差額等		
	③	新株予約権		
	④	計		

25 損益計算書	税引前当期利益(千円)(S)	
26 貸借対照表	① 流動資産(千円)(m)	
	② 流動負債(千円)(n)	
	③ 固定資産(千円)(Q)	
	④ 総資本額(千円)(R)	

28 外資状況	1 外国籍会社 [国名:]	3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %)
	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	[国名:] (外資比率: %)

27 経営比率	① 総資本純利益率 (S/R×100)	. (%)
	② 流動比率 (m/n×100)	. (%)
	③ 自己資本固定比率 (P/Q×100)	. (%)

29 営業年数等	① 創業	年 月 日
	② 休業期間又は転(廃)業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	③ 現組織への変更	年 月 日
	④ 営業年数	年

30 常勤職員の数(人)	① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 役職員等

※⑤は④の内数

※受付番号

※業者コード

営 業 所 一 覧 表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号(上段)	営業区域
				FAX番号(下段)	

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。
- 4 「営業区域」の欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコードを記載すること。

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)

物品の製造以外に「物品の販売」「役務の提供等」「物品の買受」を含みます

令和 _____ 年度における物品の製造等に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

衆議院庶務部会計課長 殿
 参議院庶務部会計課長 殿
 国立国会図書館総務部会計課長 殿
 最高裁判所事務総局経理局長 殿
 会計検査院事務総長官房会計課長 殿
 内閣府大臣官房会計課長 殿
 デジタル庁会計担当参事官 殿
 復興庁会計担当参事官 殿
 総務省大臣官房会計課長 殿
 法務省大臣官房会計課長 殿

外務省大臣官房会計課長 殿
 財務省大臣官房会計課長 殿
 文部科学省大臣官房会計課長 殿
 厚生労働省大臣官房会計課長 殿
 農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿
 経済産業省大臣官房会計課長 殿
 国土交通省大臣官房会計課長 殿
 環境省大臣官房会計課長 殿
 防衛省大臣官房会計課長 殿

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

代表者印不要

※ゴム印可

01	1 定期	2 随時	02	1 新規	2 更新
※いずれかに○をつける		※いずれかに○をつける			

03	1 組合	2 公益法人	3 その他の法人	4 個人	5 その他
[1組合]の場合、法人設立の根拠法を記入					

※いずれか1つに○をする。ただし、[1組合]を選択した場合は、法人設立の根拠法を記入すること。

05	業者コード	
----	-------	--

※「更新」申請の方のみ数字10桁で記入

04	官 公 需 適格組合証明	年 _____ 月 _____ 日
		第 _____ 号

※適格組合の方のみ記入

06	法人番号	
----	------	--

※法人番号をお持ちの方は数字13桁で記入

添付書類	登記事項証明書	納税証明書(法人)	財務諸表(法人)	委任状	その他身分証明書等
	資格結果通知書	納税証明書(個人)	財務諸表(個人青・白) <small>どちらかに○をつける</small>	外字届	

※該当するものに○をつける

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード				
-------------	--	--	--	--

受付番号				
------	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

07 郵便番号 (登記上) - ※外国の郵便番号の場合は空欄とする

08 フリガナ
本社住所 (登記上)

※フリガナは都道府県、地番、ビル名については省略する ※登記事項証明書のとおり記入

09 フリガナ
商号又は名称

※フリガナは「株式会社」等法人の種類のフリガナは省略 ※商号又は名称は「欄」のように略さず「株式会社」と記入
※登記事項証明書のとおり記入し、「株式会社」等の法人格名称の前後には空白をいれず文字を詰める

10 役職 ※役職名については登記事項証明書のとおり記入

10 フリガナ
代表者氏名

※姓と名の間は1文字分あけて記入

11 設立年月日 年 月 日

※法人は、登記に記載のある「会社成立の年月日」、「法人成立の年月日」また「組合契約の効力が発生する年月日」を和暦で記入
※個人は、創業年月日を和暦で記入。

12 申請担当者・代理人	部署名(所属名)・役職名	フリガナ
	<input type="text"/>	氏名

※申請担当者の部署名を記入 ※代表者が申請担当者を兼ねる場合、役職を記入 ※姓と名の間は1文字分あけて記入
※代理人は、所属名(会社名等)と部署名を記入

13 申請担当者・代理人郵便番号 - 資格審査結果通知書送付先

1. 本社	2. 担当者・代理人
-------	------------

※該当する項目に○印を記入 ※未記入の場合は本社になります

フリガナ
申請担当者・代理人勤務先住所

※フリガナは都道府県、地番、ビル名については省略する ※住所はあくまで勤務先住所であり担当者の個人的住所ではありません ※本社住所と同じなら「本社住所と同じ」と記入

14 申請担当者・代理人電話 申請担当者・代理人FAX

※市外局番-局番-番号 ※例 03-1234-5678 ※市外局番-局番-番号 ※例 03-1234-5678 ※FAXがなければ未記入可

申請担当者・代理人メールアドレス

申請担当者・代理人に申請の内容を問い合わせ可能なメールアドレスを記入。ただし、任意です。

15 主たる事業の種類

<input type="text"/>	1. 物品の製造	2. 物品の販売	3. 役務の提供等	4. 物品の買受け
	a. ゴム製品 b. その他	c. 卸売 d. 小売	e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業 f. 旅館業 g. サービス業 h. その他	i. 立木竹 j. その他

※a~jの内、必ず1つを選択のこと

以下受付・審査機関使用欄

受付機関コード	<input type="text"/>	受付番号	<input type="text"/>	審査担当者	<input type="text"/>	チェック欄	住所ビル名 登記とおりです	<input type="text"/>
							役職名 登記とおりです	

地域（○をつける）		営業所等名称 （本社を含む）	〒	所在地	連絡先
	北海道				TEL:
					FAX:
	東北				TEL:
					FAX:
	関東 甲信越				TEL:
					FAX:
	東海北陸				TEL:
					FAX:
	近畿				TEL:
					FAX:
	中国				TEL:
					FAX:
	四国				TEL:
					FAX:
	九州 沖縄				TEL:
					FAX:

※本社が担当する場合、商号又は名称（会社名等）を省略せずに記入 ※本社住所（登記事項証明書の住所）が現住所と異なる場合は現住所を記入の上、末尾に（現住所）をつける ※（市外局番一局番一番号）

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード					
-------------	--	--	--	--	--

受付番号					
------	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

資格の種類	物品の製造	
営業品目	101	衣服・その他繊維製品類
	102	ゴム・皮革・プラスチック製品類
	103	窯業・土石製品類
	104	非鉄金属・金属製品類
	105	フォーム印刷
	106	その他印刷類
	107	図書類
	108	電子出版物類
	109	紙・紙加工品類
	110	車両類
	111	その他輸送・搬送機械器具類
	112	船舶類
	113	燃料類
	114	家具・什器類
	115	一般・産業用機器類
	116	電気・通信用機器類
	117	電子計算機類
	118	精密機器類
	119	医療用機器類
	120	事務用機器類
121	その他機器類	
122	医薬品・医療用品類	
123	事務用品類	
124	土木・建設・建築材料	
127	警察用装備品類	
128	防衛用装備品類	
129	その他	

資格の種類	物品の販売	
営業品目	201	衣服・その他繊維製品類
	202	ゴム・皮革・プラスチック製品類
	203	窯業・土石製品類
	204	非鉄金属・金属製品類
	205	フォーム印刷
	206	その他印刷類
	207	図書類
	208	電子出版物類
	209	紙・紙加工品類
	210	車両類
	211	その他輸送・搬送機械器具類
	212	船舶類
	213	燃料類
	214	家具・什器類
	215	一般・産業用機器類
	216	電気・通信用機器類
	217	電子計算機類
	218	精密機器類
	219	医療用機器類
	220	事務用機器類
221	その他機器類	
222	医薬品・医療用品類	
223	事務用品類	
224	土木・建設・建築材料	
227	警察用装備品類	
228	防衛用装備品類	
229	その他	

資格の種類	役務の提供等	
営業品目	301	広告・宣伝
	302	写真・製図
	303	調査・研究
	304	情報処理
	305	翻訳・通訳・速記
	306	ソフトウェア開発
	307	会場等の借り上げ
	308	賃貸借
	309	建物管理等各種保守管理
	310	運送
	311	車両整備
	312	船舶整備
	313	電子出版
	314	防衛用装備品類の整備
	315	その他

資格の種類	物品の買受け	
営業品目	401	立木竹
	402	その他

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード					
-------------	--	--	--	--	--

受付番号					
------	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

18 製造・販売等実績（役務の提供等、買受を含む。）

①直前々年度分決算 年 月から 年 月まで (千円)	②直前年度分決算 年 月から 年 月まで (千円)	③前2ヶ年間の平均実績高 (千円)
---	--	--------------------------

※決算がない場合、①②に「0」を記入し、1期しか決算がない場合、②に記入し、③に同等の金額を記入
※小数点第一位は四捨五入して記入
※計上金額がない場合「0」を記入
※半期決算の場合は2期分を足し合わせて1年分として①と②に記入

売 理 上 の の	1. 建設コンサルタント 2. 新設会社・休眠会社 3. その他（合併・分社等）
-----------------------	--

※18番の売上げが0の場合、当てはまる理由いずれか1つに○をつける

19 自己資本額

区分	直前決算時 (1) (千円)	決算後の増減額 (2) (千円)	合 計 (3) (千円)
① 払込資本金 (うち外国資本)			
② 準備金・積立金			
③ 次期繰越利益(欠損)金			
④ 計			

【払込資本金】
※組合の場合、出資金の金額を記入
※公益法人の場合、正味財産合計又は基本金の金額を記入
※個人の場合、元入金金額を記入
【決算後の増減額】
※資本の増資等の場合のみ記入
【合計】
※貸借対照表の純資産金額と合致するよう記入
※詳細は申請書記入要項を参照

20 外資状況（※外資：払込資本金額に含まれる外国資本がおおむね50%を超える場合を指す）未記入の場合、「外資なし」とする

外資なし（空欄に○）	1. 外国籍会社（空欄に○）	2. 日本国籍会社（左空欄に○ 比率がおおむね50%で最大2か国記入可能）
	国名： (比率： %)	国名： (比率： %)

21 経営状況（流動比率）

流動比率	流動資産(千円)	× 100 =	%
	流動負債(千円)		

22 みなし大企業

以下の「みなし大企業」にあてはまる場合、チェックボックスにチェックすること
※発行済株式の総数または出資価額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者
※発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
※大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1を占めている中小企業者
※資格審査結果通知書に印字される企業規模判定に使用されます

23 営業年数

24 常勤職員の人数

25 設備の額（※上記17で「物品の製造」を選択した場合のみ記入）

年	人	① 機械装置類 (千円)	② 運搬具類 (千円)	③ 工具その他 (千円)	④ 合 計 (千円)
---	---	--------------	-------------	--------------	------------

※【27】営業経歴の(3)の満年数を転記

※パート・アルバイトは除く

※リース金額等の上記科目にない金額がある場合、③のその他に計上

26 主な設備内容（※上記17で「物品の製造」を選択した場合のみ記入。このときは必ず当該業種に係る自社の主な設備内容をできるだけ詳細（品名及び台数）に記入してください。）

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード					
-------------	--	--	--	--	--

受付番号					
------	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

(1)沿革		
出来事	和暦(年月)	詳細
(2)営業年数の求め方の選択		
いずれか1つ選択して、 レ点を付けてください。	<input type="checkbox"/>	登記のある方は、法人成立の年月日から申請日までの満年数
	<input type="checkbox"/>	個人から法人成りされた場合は個人の創立年月日から申請日まで満年数(個人と法人成りした代表者が同一人物であること)
	<input type="checkbox"/>	登記がない方は、創立年月日から申請日までの満年数
	<input type="checkbox"/>	その他(合併・分社・事業譲渡等の場合。沿革に要記入)
(3)営業年数		
(1)(2)をもとに算出し、 記入してください。	満 <input type="text"/> 年 (休業期間がある場合は、営業年数から差し引いてください。)	※求めた満年数をP.5の【23】営業年数に転記すること。

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード						
-------------	--	--	--	--	--	--

受付番号						
------	--	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--



当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、全省庁統一資格審査に申請するにあたり、下記の事項について誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、貴職において必要と判断した場合に、役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。
(上記に誓約及び同意する場合、左のチェックボックスにチェックをしてください。)

記

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条第3号に該当しないこと。
すなわち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項 各号に掲げる次の者でないこと
- (1) 指定暴力団員
 - (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員になっているもの。
 - (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

以上

役員等名簿

(1/)

役職	氏名（フリガナ）	性別	生年月日※和暦で記入

★役員等名簿の記入に当たっての留意事項

- ・法人の場合、当役員等名簿に記入する対象は登記事項証明書に記載されている役員です。※ただし、監査役を除く。
代表者を先頭に、その他は登記事項証明書の表示順に記載ください。
- ・個人事業主の場合、役職欄は省略可能とします。
- ・役員が公務員の場合、役職欄は当該公務員の所属と役職名とし、生年月日は省略可能とします。
- ・登記事項証明書に記載された役員が申請時にすでに退任等している場合、役職に退任日、氏名に登記事項証明書に記載の氏名・フリガナを記入してください。

※役員等名簿が8名より多くなる場合は、「(別紙) 役員等名簿追加用」を追加してください。

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード						
-------------	--	--	--	--	--	--

受付番号						
------	--	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

(別紙) 役員等名簿追加用

役員等名簿

(2 /)

役職	氏名 (フリガナ)	性別	生年月日※和暦で記入

※役員等名簿の行数が足りない場合は、「(別紙) 役員等名簿追加用」をコピーして追加してください。

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード					
-------------	--	--	--	--	--

受付番号					
------	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

有資格者名簿(建設工事)

登録番号 商号又は名称	法人番号	局	本店及び支店所在地 電話番号及びFAX番号	資本金(千円)	経営事項評価数値	技術評価数値	等級・総合審査数値	新更の 区分	経営規模	備考

- 備考
- 1 「新更の区分」の欄には、新規の競争参加資格申請者に係るものについては新規と、引き続き参加を希望した競争参加資格申請者に係るものについては更新と記入すること。
 - 2 「経営事項評価数値」、「技術評価数値」及び「等級・総合審査数値」の欄には、競争参加資格希望工種及び評価数値を記入すること。

有資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)

登録番号 商号又は名称	法人番号	局	本店及び支店所在地 電話番号及びFAX番号	資本金(千円)	格付	新更の 区分	経営規模	備考

- 備考
- 1 「新更の区分」の欄には、新規の競争参加資格申請者に係るものについては新規と、引き続き参加を希望した競争参加資格申請者に係るものについては更新と記入すること。
 - 2 「格付」の欄には、競争参加資格希望業種及び評価数値を記入すること。

資 格 審 査 結 果 通 知 書

発 簡 番 号

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 殿

所 属 庁 名

委 任 機 関 等 の 長

官 職 氏 名

さきに貴殿は、 年 月 日付をもって競争参加資格審査申請書を提出されましたが、資格の審査の結果

↓

下記の資格があるものと決定しました。
資格がないものと決定しました。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 契約、種類及び品目
- 4 等級
- 5 有効期限

備考 委任機関等の長は、上記のほか、必要と認める事項を付記することができる。

別記第5号書式(その2) (第15条関係)

資格審査結果通知書(全省庁統一資格)

令和 年 月 日

業者コード: 法人番号 発行番号:

企業規模: 設立年月日:

資格の種類及び等級:

資格の種類	物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
付与数値合計				
等級				

資格の有効期間: 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

競争参加地域:(*印の地域について有効)

北海道	東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国	四国	九州・沖縄

様

営業品目:

物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け

衆議院庶務部会計課長 外務省大臣官房会計課長
参議院庶務部会計課長 財務省大臣官房会計課長
国立国会図書館総務部会計課長 文部科学省大臣官房会計課長
最高裁判所事務総局経理局長 厚生労働省大臣官房会計課長
会計検査院事務総長官房会計課長 農林水産省大臣官房参事官(経理)
内閣府大臣官房会計課長 経済産業省大臣官房会計課長
復興庁会計担当参事官 国土交通省大臣官房会計課長
総務省大臣官房会計課長 環境省大臣官房会計課長
法務省大臣官房会計課長 防衛省大臣官房会計課長

さきに申請のあった 令和 . . . 年度の一般競争(指名競争)参加資格の審査結果を通知します。

なお、本通知書は、競争参加地域に所在する衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣(内閣官房、内閣法制局、人事院)、内閣府(内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費庁)、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省および防衛省の各調達機関に共通して有効です。

本通知書は、一般競争(指名競争)入札の際、当該調達機関から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

なお、申請書類に故意に虚偽の事実を記載した者等にあつては、本資格を取り消す場合があります。

本通知書受領後に申請内容に変更があつた場合は、いずれかの受付機関に速やかに届け出てください。

受付機関:

受付番号:

別記第6号書式（その1）（第16条関係）

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等）

令和 年 月 日

殿

業 者 コ ー ド — —

〒

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に○印を付すこと。
- 2 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 3 契約中の案件がある場合には、「2 変更事項に係る添付書類名」の欄に契約部局及び契約件名を添付書類名の下段に記載すること。

競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)

申請日※和暦 年 月 日

衆議院 庶務部 会計課 長 殿
参議院 庶務部 会計課 長 殿
国立国会図書館総務部 会計課 長 殿
最高裁判所事務総局 経理局 長 殿
会計検査院事務総局 官房 会計課 長 殿
内閣府 大臣官房 会計課 長 殿
デジタル庁 会計担当 参事 官 殿
復興庁 会計担当 参事 官 殿
総務省 大臣官房 会計課 長 殿
法務省 大臣官房 会計課 長 殿

外務省 大臣官房 会計課 長 殿
財務省 大臣官房 会計課 長 殿
文部科学省 大臣官房 会計課 長 殿
厚生労働省 大臣官房 参事 官 殿
農林水産省 大臣官房 参事 官 殿
経済産業省 大臣官房 参事 官 殿
国土交通省 大臣官房 参事 官 殿
環境省 大臣官房 参事 官 殿
防衛省 大臣官房 参事 官 殿

下記の通り届け出をします。
なお、この変更届及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1. 変更申請（該当する項目に○を記入。複数ある場合はそれぞれの項目に○）

<input type="checkbox"/> ①住所の変更 ※1	<input type="checkbox"/> ②商号又は名称 の変更※2	<input type="checkbox"/> ③代表者の変更 別紙3は必須※3	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除	④競争参加を希望する地域・営業所 <small>(その地域を担当する、営業所名・〒・住所・電話・FAXを必ず記入すること)</small>	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除	⑤希望する資格の種類 および営業品目※4
変更前		変更後			変更年月日	
上記①～③の変更前の内容を記入。 上記④、⑤の変更種類を「変更」「追加」「削除」のいずれかで記入（複数可）		「①住所」を変更する場合、郵便番号、住所フリガナを付すること（※1、2要参照） 「②商号又は名称」を変更する場合にはフリガナを付すること（※1、2要参照） 「③代表者」を変更する場合にはフリガナを付し、「別紙3」を必ず記入し、提出すること 「④競争参加を希望する地域・営業所」及び「⑤希望する資格の種類および営業品目」を変更する 場合、それぞれ「別紙1」「別紙2」を記入し、提出すること			①～③の変更の場合、登記簿に記載のある移転日、変更日、就任日を記入。 ④～⑤については申請日を記入	

機械装置等の額 ※⑤において、「物品の製造」を新たに追加する場合のみ、下記項目を記入

機械装置額	(千円)	運搬具額	(千円)	工具その他	(千円)	合計	(千円)
-------	------	------	------	-------	------	----	------

添付書類（添付した書類に○印を記入）

資格審査結果通知書（写） ※必須 もし、紛失等で（写）を添付できない場合は、再発行届を併せて届け出てください。	
【法人のみ】登記事項証明書（写） ※①～③、⑤のいずれかを変更する場合必須	
【個人のみ】変更項目の分かる書類（写） ※①～②のいずれかを変更する場合必須	
直近の財務諸表類（写） ※⑤において、「物品の製造」を新たに追加した場合必須	

※1、2 本社住所、商号又は名称が競争参加を希望する地域に含まれる場合、④の申請も同時に行ってください（必要に応じて別紙1を添付）
 ※3 【個人】の代表者の変更は不可。（ただし、改姓・改名時のみ可。）
 ※4 資格の種類を追加において書ききれない場合必要に応じて別紙2を添付 ※資格審査結果通知書の住所は登記事項証明書に記載の住所となります。

その他添付書類（該当する項目に○印を記入）

委任状（代理申請の場合必須）	
外字届（申請内容に外字が含まれる場合必須）	

2. 資格審査結果通知書送付先（※1.または2.に○印を記入）

資格審査結果通知書送付先	<input type="checkbox"/> 1. 本社 <input type="checkbox"/> 2. 担当者・代理人
--------------	--

※未記入の場合は本社になります

以下受付・審査機関使用欄

受付機関コード	受付番号	審査担当者
---------	------	-------

(別紙1) 競争参加を希望する地域、営業所 (変更後の内容を記載すること)

(※複数記入可能) ※地域別業者担当連絡先

(変更・追加・削除)を記入すること※1		営業所等名称 (本社を含む※2)	〒	所在地※3	連絡先
北海道					TEL:
					FAX:
東北					TEL:
					FAX:
関東 甲信越					TEL:
					FAX:
東海北陸					TEL:
					FAX:
近畿					TEL:
					FAX:
中国					TEL:
					FAX:
四国					TEL:
					FAX:
九州 沖縄					TEL:
					FAX:

※1 既に選択した地域・営業所に、変更がなければ、空欄にすること。

※2 本社が担当する場合、商号又は名称(会社名等)を省略せずに記入

※3 本社住所(登記事項証明書の住所)が現住所と異なる場合は現住所を記入の上、末尾に(現住所)をつける

※(市外局番一局番一番号)

以下受付・審査機関使用欄

受付機関コード						
---------	--	--	--	--	--	--

受付番号						
------	--	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

(別紙2) 希望する資格の種類、営業品目(変更後の内容を記載すること) ※法人の場合、登記の目的の中から営業品目を選択してください。

(※複数記入可能)

資格の種類※		物品の製造
営業品目※	101	衣服・その他繊維製品類
	102	ゴム・皮革・プラスチック製品類
	103	窯業・土石製品類
	104	非鉄金属・金属製品類
	105	フォーム印刷
	106	その他印刷類
	107	図書類
	108	電子出版物類
	109	紙・紙加工品類
	110	車両類
	111	その他輸送・搬送機械器具類
	112	船舶類
	113	燃料類
	114	家具・什器類
	115	一般・産業用機器類
	116	電気・通信用機器類
	117	電子計算機類
	118	精密機器類
	119	医療用機器類
	120	事務用機器類
	121	その他機器類
	122	医薬品・医療用品類
	123	事務用品類
	124	土木・建設・建築材料
	127	警察用装備品類
	128	防衛用装備品類
	129	その他

資格の種類※		物品の販売
営業品目※	201	衣服・その他繊維製品類
	202	ゴム・皮革・プラスチック製品類
	203	窯業・土石製品類
	204	非鉄金属・金属製品類
	205	フォーム印刷
	206	その他印刷類
	207	図書類
	208	電子出版物類
	209	紙・紙加工品類
	210	車両類
	211	その他輸送・搬送機械器具類
	212	船舶類
	213	燃料類
	214	家具・什器類
	215	一般・産業用機器類
	216	電気・通信用機器類
	217	電子計算機類
	218	精密機器類
	219	医療用機器類
	220	事務用機器類
	221	その他機器類
	222	医薬品・医療用品類
	223	事務用品類
	224	土木・建設・建築材料
	227	警察用装備品類
	228	防衛用装備品類
	229	その他

資格の種類※		役務の提供等
営業品目※	301	広告・宣伝
	302	写真・製図
	303	調査・研究
	304	情報処理
	305	翻訳・通訳・速記
	306	ソフトウェア開発
	307	会場等の借り上げ
	308	賃貸借
	309	建物管理等各種保守管理
	310	運送
	311	車両整備
	312	船舶整備
	313	電子出版
	314	防衛用装備品類の整備
	315	その他

資格の種類※		物品の買受け
営業品目※	401	立木竹
	402	その他

※ 既に選択している資格や営業品目に変更がなければ、空欄にしてください。追加なら○を記入し、削除なら▲を記入してください。

以下受付・審査機関使用欄

受付機関コード					
---------	--	--	--	--	--

受付番号					
------	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

(別紙3) 予算決算及び会計令第70条第3号に該当しないことの誓約

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、全省庁統一資格審査に申請するにあたり、下記の事項について誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。
 （上記に誓約及び同意する場合、左のチェックボックスにチェックをしてください。）

記

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条第3号に該当しないこと。
 すなわち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項 各号に掲げる次の者でないこと
 (1) 指定暴力団員
 (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員になっているもの。
 (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

以上

役員等名簿

(1/)

役職	氏名（フリガナ）	性別	生年月日※和暦で記入

★役員等名簿の記入に当たっての留意事項
 ・法人の場合、当役員等名簿に記入する対象は登記事項証明書に記載されている役員です。ただし、監査役を除く。
 代表者を先頭に、その他は登記事項証明書の表示順に記載ください。
 ・個人事業主の場合、役職欄は省略可とします。
 ・役員が公務員の場合、役職欄は当該公務員の所属と役職名とし、生年月日は省略可とします。
 ・登記事項証明書に記載された役員が申請時にすでに退任等している場合、役職に退任日、氏名に登記事項証明書に記載の氏名・フリガナを記入してください。
 ※役員等名簿が8名より多くなる場合は、「(別紙3 a) 役員等名簿追加用」を追加してください。

以下受付・審査機関使用欄

受付機関コード							
---------	--	--	--	--	--	--	--

受付番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

審査担当者							
-------	--	--	--	--	--	--	--

(別紙3a) 役員等名簿追加用

役員等名簿

(2 /)

役職	氏名 (フリガナ)	性別	生年月日 ※和暦で記入

※役員等名簿の行数が足りない場合は、「(別紙3 a) 役員等名簿追加用」をコピーして追加してください。

以下受付・審査機関使用欄

受付機関コード						受付番号					審査担当者	
---------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	-------	--

一般競争(指名競争)参加資格取消届(物品製造等)

申請日※和暦 年 月 日

衆議院庶務部會計課長殿
参議院庶務部會計課長殿
国立国会図書館総務部會計課長殿
最高裁判所事務総局経理局長殿
会計検査院事務総官房會計課長殿
内閣府大臣官房會計課長殿
デジタル庁會計担当参事官殿
復興庁會計担当参事官殿
総務省大臣官房會計課長殿
法務省大臣官房會計課長殿

外務省大臣官房會計課長殿
財務省大臣官房會計課長殿
文部科学省大臣官房會計課長殿
厚生労働省大臣官房會計課長殿
農林水産省大臣官房會計課長殿
経済産業省大臣官房會計課長殿
国土交通省大臣官房會計課長殿
環境省大臣官房會計課長殿

下記の通り届け出をします。
なお、この資格取消届及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

【申請者情報項目】			
業者コード		資格審査結果通知書 交付年月日※和暦	年 月 日
法人番号			
本社住所 商号又は名称 代表者役職名 代表者	〒		
申請 担当者・ 代理人	勤務先 住所	〒	
	部署名(所属名) 役職名	氏名(フリガナ)	
		氏名(漢字)	
	TEL		FAX
	メールアドレス	※届の内容についてお問い合わせ可能なアドレスを記入。任意です。	

1. 取消申請

取消す資格の内容	取消事由	取消年月日
申請者情報項目と同じ場合は「向上」とのみ記入	申請者の商号又は名称と、取消資格の商号又は名称が異なる場合はその理由も付すること 資格を取り消す事由の例 合併による消滅会社のため	申請日を記入
業者コード :		
法人番号 :		
本社住所 :		
商号又は名称 :		
代表者氏名 :		

添付書類(添付した書類に○印を記入)

<input type="checkbox"/>	資格審査結果通知書(写) ※必須 「申請者本人であることが確認できる書類」でも可 詳しくは、変更届・資格の取消届・再発行届記入要項を参照のこと
--------------------------	---

その他添付書類(該当する項目に○印を記入)

<input type="checkbox"/>	委任状(代理申請の場合必須)
--------------------------	----------------

資格の取り消しを行った場合、資格審査結果通知書の発行はありません

以下受付・審査機関使用欄

受付機関コード		受付番号		審査担当者	
---------	--	------	--	-------	--

一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書再発行届(物品製造等)

申請日※和暦 年 月 日

衆議院庶務部會計課長殿
参議院庶務部會計課長殿
国立国会図書館総務部會計課長殿
最高裁判所事務総局経理局長殿
会計検査院事務総長官房會計課長殿
内閣府大臣官房會計課長殿
デジタル庁會計担当参事官殿
復興庁會計担当参事官殿
総務省大臣官房會計課長殿
務省大臣官房會計課長殿

外務省大臣官房會計課長殿
財務省大臣官房會計課長殿
文部科学省大臣官房會計課長殿
厚生労働省大臣官房會計課長殿
農林水産省大臣官房會計課長殿
経済産業省大臣官房會計課長殿
国土交通省大臣官房會計課長殿
環境省大臣官房會計課長殿

下記の通り届け出をします。
なお、この再発行届及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1. 再発行申請

再発行事由（該当する項目に○印を記入）

<input type="checkbox"/>	亡失により再発行を申請します
<input type="checkbox"/>	通知書不着により再発行を申請します

その他添付書類（該当する項目に○印を記入）

<input type="checkbox"/>	委任状（代理申請の場合必須）
<input type="checkbox"/>	その他 ※詳しくは再発行届記入要項を参照のこと

2. 資格審査結果通知書送付先（※1.または2.に○印を記入）

資格審査結果通知書送付先	<input type="checkbox"/> 1. 本社	<input type="checkbox"/> 2. 担当者・代理人
--------------	--------------------------------	-------------------------------------

※未記入の場合は本社になります

【申請者情報項目】

業者コード			
法人番号			
本社住所 商号又は名称 代表者役職名 代表者	〒		
	代表者印不要		
申請 担当者・ 代理人	勤務先 住所	〒	
	部署名（所属名）役職名	氏名（フリガナ）	
		氏名（漢字）	
	TEL		FAX
	メールアドレス	※届の内容についてお問い合わせ可能なアドレスを記入。任意です。	

以下受付・審査機関使用欄

受付機関コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	受付番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	審査担当者	<input type="text"/>
---------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-------	----------------------

競争参加資格変更通知書

発 簡 番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

所 属 庁 名
委任機関等の長
官 職 氏 名

さきに 年 月 日付第 号をもって資格決定通知書を送付しましたが、下記のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 契約、種類及び品目
- 4 等級
- 5 有効期限

備考 委任機関等の長は、上記のほか、必要と認める事項を付記することができる。

資 格 取 消 通 知 書

発 簡 番 号

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

所 属 庁 名

委任機関等の長

官 職 氏 名

貴殿は、 年 月 日付第 号をもって有資格者決定通知書により、有資格者として通知しましたが、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 契約、種類及び品目
- 4 等級
- 5 有効期限
- 6 取消の理由

備考 委任機関等の長は、上記のほか、必要と認める事項を付記することができる。

※受付番号

※業者コード

工 事 経 歴 書

（建設工事の種類） 工事

注 文 者	元請又は 下請の別	工 事 名	工事場所のある 都 道 府 県 名	配置技術者氏名	請負代金の額（千円）		着 工 年 月	
						うち（ ）	完成（予定）年月	
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月

合 計	件	千円	千円
-----	---	----	----

記載要領

- 1 本表は、許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 本表は、直前1年間の完成工事について、記載された請負代金の額（工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、記載要領6により付記されたその完成工事高）の合計が、完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、その完成工事高。記載要領6を除き、以下同じ。）の合計のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、直前1年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
- 3 共同企業体（JV）として行った工事については、「元請又は下請の別」の欄に、当該区別に係る記載のほかJVと付記すること。
- 4 「配置技術者氏名」の欄には、完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により直前1年間に置かれた者の氏名をすべて記載すること。
- 5 土木一式工事についてこの表を作成する際には、「請負代金の額」の欄中「うち（ ）」の括弧内に「PC」と記載し、各工事ごとにプレストレストコンクリート構造物工事に該当する請負代金の額を記載すること。また、とび・土工・コンクリート工事について作成する際には「法面処理」、鋼構造物工事について作成する際には「鋼橋上部」について同様に記載すること。
- 6 工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、「請負代金の額」の欄に、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
- 7 「合計」の欄には、完成工事の件数及び完成工事に係る請負代金の額の合計（記載要領5によりPC等について請負代金の額を記載する場合には、当該区分に係る額の合計を含む。）を記載すること。
- 8 下請工事については、「注文者」の欄には直接注文した元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には下請工事の名称を記載すること。
- 9 「請負代金の額」は、消費税抜きの金額を記載すること。
- 10 本表は、経営規模等評価申請書等に添付した工事経歴書（直前1年分）の写しで代替することができる。

※受付番号

※業者コード

営 業 所 一 覧 表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号(上段)	建設業許可業種(上段)												
				FAX番号(下段)	営業区域(下段)												

- 記載要領
- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
 - 2 「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
 - 3 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「ー(ハイフン)」で区切ること。
 - 4 「営業区域」(下段)の欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコードを記載すること。

※受付番号

※業者コード

測 量 等 実 績 調 書

（登録業種区分）

注 文 書	元 請 又 は 下 請 の 別	件 名	測量等対象の規模等	業務履行場所の ある都道府県名	請 負 代 金 の 額 (千円)	着 工 年 月
						完成(予定)年月
						年 月 ----- 年 月
						年 月 ----- 年 月
						年 月 ----- 年 月
						年 月 ----- 年 月
						年 月 ----- 年 月
						年 月 ----- 年 月
						年 月 ----- 年 月
						年 月 ----- 年 月
						年 月 ----- 年 月
						年 月 ----- 年 月
						年 月 ----- 年 月
						年 月 ----- 年 月
						年 月 ----- 年 月

記載要領

- 1 本表は、登録を受けた業種の各別又はその他の営業の種類各別に作成すること。
- 2 本表は、直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記載すること。
- 3 下請については、「注文書」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 4 「測量等対象の規模等」は、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。
- 5 「請負代金の額」は、消費税込みの金額を記載すること。

別記第13号書式（第40条関係）

※受付番号

業者コード

技術者経歴書

（種類）

氏名	法令による免許等		実務経歴	実務経験年数
	名称	取得年月日		
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

記載要領

- 1 本表は、土木、建築若しくは設備又は職種の各別に作成すること。
また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、（ ）書きで当該営業所名を記載すること。
- 2 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
（例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士）
- 3 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

別記第14号書式（第53条関係）

収 入
印 紙

請 書

- 1 工 事 名
2 請 負 代 金
3 工 期 着工 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日

上記の工事をお受けするについては、次の条項に従い履行いたします。

- 第1条 頭書の工期内に本工事の完成を厳守する。
第2条 工事が完成し引き渡すときは、契約担当官等又は資金契約等担当官等の検査に合格したものに限り。
第3条 工事の施工及び現場内の取締りに関しては、全て貴官の指揮監督に従うものとする。
第4条 工事に使用する材料は全て使用以前にその検査を受け合格したものでなければならない。ただし、検査の結果不合格と決定した材料は遅滞なく引き取らなければならない。
第5条 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面から明視できない工事を施工するときは、特に貴官の立会いを得て施工する。
第6条 工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、貴官が図面又は仕様書に基づく改造を請求したときは、これに従わなければならない。ただし、このため請負代金を増額又は工期を延長することはできない。
第7条 次に掲げる事項の1に該当するときは、この契約を解除することができる。
1 第9条及び第10条以外の事由により、頭書の工期内に本工事が完成しないとき。
2 完全に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
第8条 前条の規定により、この契約を解除したときは、請負代金の百分の に相当する違約金を支払わなければならない。
第9条 天災地変その他請負人の責めに帰することができない理由によって、頭書の工期内に完成の見込みがなく、延期しなければならないときは、その理由を明らかにして期限内に延期を請求することができる。この場合その請求が正当と認められるときは、第10条の遅滞料を免除することができる。
第10条 前条以外の理由によって頭書の工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして期限内に延期を請求することができる。この場合において履行期限後に完成する見込みがあるときは、契約担当官等又は資金契約等担当官等の承認を受けて特に遅滞料を支払い、延期の期間を明らかにして履行することができる。ただし、遅滞料は、請負代金に対して期限の翌日から起算して、遅滞日数ごとに年 パーセントを乗して計算した額とする。

令和 年 月 日

契約担当官等又は資金契約
等担当官等官職氏名

殿

住 所
氏名等

別記第15号書式（第53条関係）

収 入
印 紙

請 書

契約事項

契約金額

契約内容

上記の契約事項等は、次の条件に従ってお願いいたします。

- 1 契約履行期限 令和 年 月 日
- 2 納入場所
- 3 履行期限の遅延による賠償金 履行期限の翌日より起算して遅延1日につき
契約金額の とする。
- 4 支払条件 履行後適法な支払請求書を提出した日から
日以内とする。
- 5 支払遅延利息 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」
に定めるところによる。
- 6 契約解除に対する違約金 本契約条項を履行しないときは契約金額の百
分の に相当する金額を徴収して解除する。
令和 年 月 日

契約担当官等又は資金契約

等担当官等官職氏名

殿

住 所

氏 名 等

別記第16号書式（第53条関係）

収 入
印 紙

請 書

契約事項
契約金額
内訳

品 名	数 量	単 価	金 額	備 考

上記の契約事項は、次の条件に従ってお請けします。

- 1 契約履行期限 令和 年 月 日
- 2 納入場所
- 3 品質保証期限 納入後 箇月間
- 4 納入期限の遅延による賠償金 納入期限の翌日より起算して遅延1日につき
契約金額の とする。
- 5 支払条件 納入後適法な支払請求書を提出した日から
日以内とする。
- 6 支払遅延利息 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」
に定めるところによる。
- 7 契約解除に対する違約金 本契約条項を履行しないときは契約金額の百
分の に相当する金額を徴収して解除する。

令和 年 月 日

契約担当官等又は資金契約
等担当官等官職氏名

殿

住 所
氏 名 等

別記第17号書式（第60条関係）

収 入 印 紙	受託監督（検査）契約書
1 受託契約事項	
2 金額	
3 場所	
4 履行期限	
5 その他	
<p>契約担当官等又は資金契約等担当官等（官職氏名）を甲とし、受託者（氏名）を乙として、上記の事項について、次に掲げる各条項により、この委託監督（検査）契約を締結する。</p> <p>（契約の内容）</p>	
令和 年 月 日	
契約担当官等又は資金契約等担当官等（甲）	
住 所	
官職氏名	印
受 託 者（乙）	
住 所	
氏 名	印

- 備考 1 用紙の大きさは、適宜の大きさとする。
- 2 契約の内容は、監督（検査）の義務、権限、不履行の場合における責任及び報告等必要な事項について簡条書に明記すること。

別記第18号書式（第62条関係）

競争参加不適合者報告書

（番号）

年 月 日

防衛大臣 殿

（部局等名）

契約担当官等又は資金

契約等担当官等官職氏名

予算決算及び会計令第102条第1項の規定に基づき、競争に参加させないことができる者があったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 庁名、契約担当官等又は資金契約等担当官等の官職及び氏名
- 2 該当者の内容
 - (イ) 住所及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）
 - (ロ) 経営の規模及び経営の状況
 - (ハ) 契約担当官等又は資金契約等担当官等における契約の実績（当該年度及び前年度分）
- 3 予算決算及び会計令第71条第1項各号の該当条項及びその事実の詳細
- 4 当該報告に係る者の説明（別添とすること。）
- 5 備考

備考 用紙の大きさは、適宜の大きさとする。